

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国町村会総合賠償補償保険の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 6 月 22 日に、葉山町一色 2038 番地 1 の一色公園において、町が設置した階段に使われている鉄杭が打たれた丸太が劣化し、鉄杭がむき出しになっていたところを、町内在住者が裸足で踏み、足の裏を負傷したことについて和解し、及び損害賠償の額を決定する。

### 1 相 手 方

- (1) 町内在住者
- (2) 葉山町下山口 1060 番地 3  
株式会社 平野商店（上記相手方は同法人の役員）

### 2 人身傷害について

- (1) 損害賠償額 71,840 円
- (2) 和解の内容 町は、相手方の人身傷害の損害賠償として、本件事故による相手方の過失割合を 20% とし、71,840 円を町が支払うことを合意する。また、本件事故に関する損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 3 休業損害について

- (1) 損害賠償額 965,883 円
- (2) 和解の内容 町は、上記人身傷害によって事業運営に支障が生じた法人に対する休業損害賠償として、本件事故による相手方の過失割合を 20% とし、965,883 円を町が支払うことを合意する。また、本件事故に関する損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 7 年 9 月 22 日

葉山町長 山 梨 崇 仁